

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例（条例第五十号）

一 目的

この条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関し、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、クラスター発生施設の公表等及び差別的取扱い等の禁止について定めることにより、本県の社会経済活動の引上げとの両立を図りながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的としたこととした。

二 県の責務

- 1 県は、本県の社会経済活動の引上げを図りながら、新型コロナウイルス感染症の発生の予防及び感染拡大の防止のための総合的な対策を実施するものとする事とした。
- 2 県は、市町村が行う地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する施策を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と緊密な連携を図るものとする事とした。
- 3 県は、業界団体等からガイドライン実践店ステッカーの交付の申請があった場合は、当該申請の内容を確認し、適正であると認めるときは、当該業界団体等に対し、ガイドライン実践店ステッカーを交付するものとする事とした。

三 県民の役割

- 1 県民は、マスクの着用、手洗い及び手指の消毒の徹底、密閉された空間、密集する場所及び密接する場面（以下「三密」という。）の回避の徹底その他の新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止策の実践に努めるとともに、県が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する施策に協力するものとする事とした。

- 2 県民は、事業者版スマートライフ宣言又はガイドライン実践店ステッカーが掲示されている施設の利用等に努めるとともに、厚生労働省が提供する接触確認アプリケーションの利用及びとくしまコロナお知らせシステムの活用に努めるとする事とした。

四 事業者の役割

- 1 事業者は、事業所での三密の回避の徹底その他の新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止策の実践に努めるとともに、県が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する施策に協力するものとする事とした。

- 2 事業者は、その事業の実施に関し、ガイドラインの遵守その他の適切な感染防止策を講ずるとともに、事業者版スマートライフ宣言又はガイドライン実践店ステッカーの掲示、とくしまコロナお知らせシステムへの登録その他の適切な措置を講ずるものとする事とした。

- 3 業界団体等は、当該業界団体等に加している事業者に対し、ガイドラインの遵守その他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の実施を求めよう努めるものとする事とした。

五 クラスター発生施設の公表等

1 知事は、県内の施設においてクラスター又はその活動の状況がクラスターを発生させるおそれのある患者（以下「クラスター等」という。）が発生した場合であつて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために必要があると認めるときは、感染症法第十六条第一項の規定に基づき、当該施設の名称等を公表するものとすることとした。

2 県内の施設においてクラスター等が発生し、1により当該施設の名称等が公表された場合において、施設の利用者等の他に当該クラスター等の発生の原因について責めに任ずべき者があるとき又は施設の利用者等が適切な感染防止策を講じていたにもかかわらず当該クラスター等が発生したものと知事が認めるときであつて、積極的疫学調査の確かかつ迅速な実施への協力その他の県が実施する感染拡大防止策への協力が得られるときは、県は、当該施設の利用者等が当該クラスター等の発生後に行う感染拡大防止策について必要な支援を行うものとする事とした。

六 差別的取扱い等の禁止

1 何人も、新型コロナウイルス感染症の患者及び医療従事者並びにこれらの家族並びに事業者のみならず全ての者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い、誹謗中傷^{ひぼう}その他の権利利益を侵害する行為（以下「差別的取扱い等」という。）をしてはならないこととした。

2 県は、差別的取扱い等が行われないようにするため、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、差別的取扱い等の禁止に関する啓発その他必要な措置を講ずるものとする事とした。

七 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

● 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）

- 一 営業の施設に関する基準は、厚生労働省令で定める基準の例によることとした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、令和三年六月一日から施行することとした。

● 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）

- 一 特定食品製造事業者の範囲を改めることとした。
- 二 その他所要の改正を行うこととした。
- 三 この条例は、令和三年六月一日から施行することとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）

- 一 私立の高等学校等の専攻科における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものを本人確認情報を利用することができる事務とする事とした。
- 二 国立又は公立の高等学校等の専攻科における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの及び公立の高等学校の専攻科に通う生徒に対する高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるものの処理に關し求めがあつたときは、教育委員会に対し、本人確認情報を提供することとした。
- 三 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）

一 高等学校等の専攻科における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの及び公立の高等学校の専攻科に通う生徒に対する高等学校等専攻科修士支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるものを個人番号を利用することができる事務（以下「独自利用事務」という。）とすることとした。

二 独自利用事務の処理において県の執行機関が自ら保有する特定個人情報を利用するための規定を設けることとした。

三 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

徳島県税条例の一部を改正する条例（条例第五十五号）

一 新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄を定めることとした。

二 この条例は、令和三年一月一日から施行することとした。

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例（条例第五十六号）

一 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた中小企業者、農林漁業者等に対する資金の貸付けについて利子補給金を支給する事業に要する経費に充てるため、徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

二 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

三 基金は、一の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。

四 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。

五 この条例は、公布の日から施行し、令和八年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）

一 家畜改良増殖法施行規則の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付及び再交付に係る手数料を定めることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第五十八号）

一 肥料取締法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。

1 肥料取締法施行条例

2 徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例

3 徳島県農林水産関係手数料条例

二 この条例は、令和二年十二月一日から施行することとした。ただし、一の1の一部については、令和三年十二月一日から施行することとした。

● **徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十九号）**

一 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率等に関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

二 次に掲げる事務に係る手数料を指定登録機関に納付しなければならないこととした

- 1 二級建築士又は木造建築士の免許の登録
- 2 二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付
- 3 二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の再交付
- 4 二級建築士又は木造建築士の免許の登録を受けていることの証明書の交付の申請に対する審査

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和二年十二月一日から施行することとした。

● **徳島県行政組織規則の一部を改正する規則**（規則第八十五号）

- 一 徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の制定に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **肥料取締法施行細則及び徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第八十六号）

- 一 肥料取締法施行規則の一部改正等に伴い、次に掲げる規則について所要の整理を行うこととした。
 - 1 肥料取締法施行細則
 - 2 徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例施行規則
- 二 この規則は、令和二年十二月一日から施行することとした。ただし、一の1の一部については、令和三年十二月一日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第八十七号）

- 一 次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。
 - 1 家畜人工授精所開設許可証書換交付手数料
 - 2 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料
 - 3 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は建築物の高さの特例許可申請手数料
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。